

射水市監査委員告示第 4 号

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年2月17日に実施した財政援助団体等監査（射水商工会議所）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年2月20日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

財政援助団体監査

射水商工会議所〔商工企業立地課〕

2 監査の実施日

令和7年2月17日

3 監査の期間

令和7年2月3日～令和7年2月17日

4 監査の範囲（令和5年度）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務の執行が適正に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	射水商工会議所
代 表 者	会頭 牧田 和樹
所 在 地	射水市本町二丁目10番30号

7 財政援助の状況

補助金

名 称	金 額
射水商工会議所補助金	8,230,000 円
高齢者と観光客が融合するまち「射水」創造事業に係る新商品開発セミナー及びグルメイベント開催事業補助金	4,000,000 円
キッチンカー管理運営事業補助金	363,000 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) エネルギー価格の高騰や人手不足等、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、地域経済の活性化に商工会議所が果たす役割は非常に大きい。組織を挙げて本市中小企業の持続的な発展、経営力強化に一層取り組み组まれたい。
- (2) 各補助事業について、事業効果の数値化や見える化を進められ、監査体制の強化を検討されたい。また、射水市商工協議会での共同事業の拡充・拡大により地域経済の成長促進を図られたい。

(商工企業立地課)